

甲欄 乙欄		経理課		経理係長		住所 〒000-0000 〇〇市××町23-7		氏名 山川 太郎 (生年月日 明・大 平成 57年 1月 1日)		整理番号 8		
区分	支給 年月日	給金額 円	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額 円	年末調整 による過 不足税額 円	差引 徴収税額 円	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円			
区分	支給 年月日	給金額 円	社会保険 料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額 円	年末調整 による過 不足税額 円	差引 徴収税額 円	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円
給料	1/20	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420				
	2/20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420				
	3/19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420				
	4/18	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	5/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	6/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
手当	7/18	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	8/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	9/19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	10/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	11/20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
	12/19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160				
計	① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778	③ 107,700								
賞与	6/6/10	100,000	140,940	759,060	5	(税率 12.252%) 93,000		93,000				
	12/12/25	900,000	140,940	759,060	5	(税率 — %) —	退職 ▲155,200	▲155,200				
計	④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120	⑥ 93,000		▲155,200						

3 保険料控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和 7 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所轄税務署長 	給付の支払者の名称(氏名) 給付の支払者の法人番号 給付の支払者の所在地(住所)	○○○○ 株式会社 (フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所又は居所	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 ○○市××町 23-7	記載のしきたりはこちら 保
※この申告書の提出を受けた給付の支払者(個人を除きます。)が記載してごさい。				

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間(年単位)	契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧別区分	給付の支払額の概算額	その他任意で記入した事項(注記欄参照)
●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	①旧	25,000円	
×	×	×	×	×	②新	80,000円	
					③新旧		
					④新旧		
●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	⑤旧	80,000円	
					⑥新		
					⑦新旧		
					⑧新旧		
(a)のうち新規保険料等の金額の合計額						A 25,000円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新規保険料等専用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額						B 80,000円	
(a)の金額の合計額						C 80,000円	この金額を下の計算式Ⅰ(新規保険料等専用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)
						計(①+②) ③	(最高40,000円) ④ 40,000円
						計(⑤+⑥) ⑦	(最高40,000円) ⑧ 40,000円
						計(③+⑦) ⑨	(最高80,000円) ⑩ 80,000円
●●生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	⑪旧	90,000円	
×	×	×	×	×	⑫新	30,000円	
					⑬新旧		
					⑭新旧		
(a)のうち新規保険料等の金額の合計額						D 90,000円	Dの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額						E 30,000円	
(a)の金額の合計額						F 120,000円	Fの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)
						計(⑪+⑫) ⑮	(最高40,000円) ⑯ 40,000円
						計(⑬+⑭) ⑰	(最高40,000円) ⑱ 40,000円
						計(⑮+⑰) ⑲	(最高80,000円) ⑳ 80,000円

計算式Ⅰ(新規保険料等専用)※	計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※	生命保険料控除額 計(⑨+⑲+㉑)(最高120,000円)
A、C又はDの金額	B又はEの金額	
20,000円以下	25,000円以下	
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで	
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで	
80,001円以上	100,001円以上	

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

[illegible]

特定親族特別控除額 (⑩-2)	410,000	円
-----------------	---------	---

4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と源泉徴収簿の記入

（給与所得控除後の金額の算出表）

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	1:20	590,000	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
2	2:20	590,000	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3:19	590,000	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4:18	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5:20	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6:20	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
7	7:18	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
8	8:20	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
9	9:19	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
10	10:20	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
11	11:20	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
12	12:19	600,000	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
計		7,170,000	7,170,000	1,094,222	6,065,778	5	107,700		107,700

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
計		1,800,000	1,800,000	281,880	1,518,120	5	93,000		93,000

令和7年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月日	支給金額	給与金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除後の金額	扶養親族等の金額	算出税額	年末調整による不足額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6:6:10		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000
12:12:25		900,000	900,000	140,940	759,060	5	93,000		

5 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

甲欄
乙欄

令和7年分
給与所得
に対する源泉徴収簿

経理課

職名

経理係長

住所

〒000-0000
〇〇市××町23-7

氏名

山川 太郎

整理番号

8

区分

月日

支給金額

社会保険料等の控除額

社会保険料等以外の金額

扶養親族等の数

算出税額

年末調整による過不足税額

差引徴収税額

1

20

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

2

20

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

3

19

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

4

18

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

5

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

6

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

7

18

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

8

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

9

19

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

10

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

11

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

12

19

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

計

7,170,000

1,104,222

6,065,778

107,700

6

10

900,000

140,940

759,060

5

93,000

93,000

12

25

900,000

140,940

759,060

5

93,000

93,000

計

1,800,000

281,880

1,518,120

93,000

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額

区分

月日

支給金額

社会保険料等の控除額

社会保険料等以外の金額

扶養親族等の数

算出税額

年末調整による過不足税額

差引徴収税額

1

20

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

2

20

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

3

19

590,000

90,712

499,288

5

8,420

8,420

4

18

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

5

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

6

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

7

18

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

8

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

9

19

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

10

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

11

20

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

12

19

600,000

92,454

507,546

5

9,160

9,160

計

7,170,000

1,104,222

6,065,778

107,700

6

10

900,000

140,940

759,060

5

93,000

93,000

12

25

900,000

140,940

759,060

5

93,000

93,000

計

1,800,000

281,880

1,518,120

93,000

所得金額調整控除の適用

①所得金額調整控除額

②所得金額調整控除額

③所得金額調整控除額

④所得金額調整控除額

⑤所得金額調整控除額

⑥所得金額調整控除額

⑦所得金額調整控除額

⑧所得金額調整控除額

⑨所得金額調整控除額

⑩所得金額調整控除額

⑪所得金額調整控除額

⑫所得金額調整控除額

⑬所得金額調整控除額

⑭所得金額調整控除額

⑮所得金額調整控除額

⑯所得金額調整控除額

⑰所得金額調整控除額

⑱所得金額調整控除額

⑲所得金額調整控除額

⑳所得金額調整控除額

㉑所得金額調整控除額

㉒所得金額調整控除額

㉓所得金額調整控除額

㉔所得金額調整控除額

㉕所得金額調整控除額

㉖所得金額調整控除額

㉗所得金額調整控除額

㉘所得金額調整控除額

㉙所得金額調整控除額

㉚所得金額調整控除額

㉛所得金額調整控除額

㉜所得金額調整控除額

㉝所得金額調整控除額

㉞所得金額調整控除額

㉟所得金額調整控除額

㊱所得金額調整控除額

㊲所得金額調整控除額

㊳所得金額調整控除額

㊴所得金額調整控除額

㊵所得金額調整控除額

㊶所得金額調整控除額

㊷所得金額調整控除額

㊸所得金額調整控除額

㊹所得金額調整控除額

㊺所得金額調整控除額

㊻所得金額調整控除額

㊼所得金額調整控除額

㊽所得金額調整控除額

㊾所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

㊿所得金額調整控除額

（令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額（A）	税 率（B）	控除額（C）	税額＝（A）×（B）－（C）
1,950,000円以下	5%	—	（A）× 5%
1,950,000円超	10%	97,500円	（A）× 10% － 97,500円
3,300,000円	20%	427,500円	（A）× 20% － 427,500円
6,950,000円	23%	636,000円	（A）× 23% － 636,000円
9,000,000円	33%	1,536,000円	（A）× 33% － 1,536,000円
18,000,000円	40%	2,796,000円	（A）× 40% － 2,796,000円

6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入

平成37年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の 名称(氏名)		〇〇〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	居住主の氏名及びあなたとの続柄(山川太郎 本人) ヤマカワタロウ 本人
給与の支払者の 法人番号				あなたの住所 又は居所	〇〇市××町23-7
税務署長		□□市△△町3-3			
給与の支払者の 所在地(住所)					

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
項目	住宅借入金等の特 別控除額	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	項	目	金 額 等
(新築又は購入に係る借入金等の年末残高)	①			7,650,000	増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥	
家屋又は土地等の取得対価の額	②	14,000,000	17,000,000	31,000,000	増改築等の費用の額	⑦	
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③	120.00 120.00	140.00 140.00	100	増改築等の費用の額のうち居住用部分の割合	⑧	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④			7,650,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤			7,650,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の算定の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪	7,650,000		年間所得の見積額	6,973,000		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫			備 考			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑫と⑬の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬						
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑪×ⅰ%)	ⅰ	76,500					

◎ この申告書の記載に当たっては、同刻の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方」をお読みください。
◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の添付が必要です。
◎ 下の証明書は、切り離さないでください。

左記の方が、平成28年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

(証明事項)				左記の方が、平成28年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。			
項	目	家	土	項	目	増	改
新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
居住開始年月日	①	平成28年3月12日		居住開始年月日	②	年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	③	円	④	増改築等の費用の額	⑤	円	
		14,000,000	17,000,000	⑥のうち居住用部分の費用の額	⑦	円	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	⑧	㎡	⑨	特定増改築等の費用の額(特定増改築等住宅借入金等特別控除額)	⑩	円	
		120.00	140.00			155,400	
⑩又は⑥のうち居住用部分の床面積又は面積	⑪	㎡	⑫				
		120.00	140.00				

(平成28年中居住者用)

[illegible]

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

(44,600 円×102.1%)
(100 円未満切捨て)

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

$$45,500 - 200,700 = \triangle 155,200 \text{ 元}$$

(超過額 155,200 元)